

① 住宅の【新築・購入】の際の住宅ローン利子の補助金

| | |
|--|--|
| <p>被災した自宅に替わる、新たな住宅を【新築・購入】するため住宅ローンを組んだ場合に、利子の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【H23.3.11に住んでいた自宅が被災】し、【住めない状態（流失、解体）】になっている。 ・その自宅のり災証明が【全壊または大規模半壊、半壊】である。 ・住めなくなった自宅に代わる、新たな住宅を、【市内に新築または購入】する。 ・新築・購入のために、【金融機関で住宅ローン】を組んだ。 ・被災者住宅再建支援事業補助金（県・市の共同補助金）の交付決定を受けている。 <p>※半壊は、<u>やむを得ず解体と認められる場合</u>。</p> <p>※個人の自宅を対象とします。法人は対象となりません。</p> <p>補助を受けるためには、これらの条件を全て満たす必要があります。申請にあたっては、これらを確認する書類の提出が必要となります。</p> <p>※もとの住宅の場所が、建築が制限されている危険区域内の場合、防災集団移転促進事業などによる、他の補助金が受けられる場合があります。詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。</p> | |
| 補助の内容 | <p>住宅ローンの利子の一部を補助します。補助する利子の額を計算する際は、次の上限があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象とするローン額 借入れた額を対象とし、上限は1,460万円 ・利率 借入れた利率で計算しますが、2.0%を超える場合は2.0%で算定 ・補助する期間 5年又は返済回数60回のどちらか短い期間 <p>金融機関から住宅ローンを借り入れた際に、市の窓口へ必要書類を添えて申請して下さい。その後、1年ごとに市の窓口で、利子補助金の請求の手続きをしていただきます。</p> <p>この補助金を希望する場合は、借り入れ前にお問い合わせ・ご相談下さい。 (平成23年度中に、既に借り入れしている住宅ローンも、条件を満たせば補助金を受けられます。市の窓口にお問い合わせ下さい。)</p> |
| 受付期間 | 令和4年3月31日まで受付予定 |
| 申込の手順 | <p>①金融機関等から住宅ローン（新築または購入）の借り入れを行った後、必要書類を揃えて市に申請します</p> <p>②市から、利子補助金の決定通知を送付します</p> <p>③1年毎に必要な書類を揃えて利子補助金の請求書を市に提出（毎年1月）してください</p> |
| 必要書類 | <p>(申請の際)</p> <p>利子補給金交付申請書、金銭消費貸借契約書の写し、返済予定表、り災証明書、工事請負契約書又は住宅購入契約書の写し、被災住宅滅失又は解体状況写真もしくは居住不能を証する書類 被災者住宅再建支援事業補助金交付決定通知書の写し 被災時の住所がわかる住民票（被災時の住所が他市町村の方のみ）</p> <p>(毎年の補助金請求の際)</p> <p>利子補給金交付請求書、金融機関からの借入金償還済証明書</p> |

申請受付・問い合わせ先 宮古市都市整備部建築住宅課 公営住宅係

電話：0193-62-2111 FAX：0193-63-9115

〒027-8501 岩手県宮古市宮町一丁目1番30号 (3階)